

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の 選定療養についてのお知らせ

令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から、**患者さんの希望によりジェネリック医薬品のある薬を先発医薬品で処方する場合、保険割合での自己負担分に加えて調剤薬局で選定療養費(特別の料金)をご負担いただく制度が始まります**

(長期収載品とは後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品のことです。)

【対象となる医薬品】

- ・ 外来患者の院内処方・院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品
- ・ 後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

【自己負担額について】

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1
- ・ 指定難病・身障・ひとり親など、国や自治体の公費負担医療対象の方についても選定療養分の自己負担は発生します。※選定療養費には別途消費税もかかります

ご理解ご協力をお願いいたします。

2024年9月

道北勤医協一条クリニック